

## 島根県観光施設整備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県の交付する島根県観光施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則第32号）その他法令に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 長期に及ぶコロナ禍で疲弊した観光施設において、アフターコロナのリベンジ消費に備え、県内外から観光客を呼び込むための施設整備・改修に係る経費の一部を支援することで、観光施設としての魅力向上を図り、地域経済の回復に繋げることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象事業者、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）を知事へ提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査して適当であると認めた事業は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

### (交付の決定の取消)

第6条 知事は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4)補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(5)虚偽の方法又は不正によって補助金の交付を受けたことが明らかであるとき

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金の支払)

第7条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の額の50%に相当する額の範囲内で、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、精算払（概算払）請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

#### (決定内容の変更等)

第8条 補助事業者は、第1号又は第2号のいずれかに該当する場合には速やかに変更承認申請書（様式第4号）を、第3号に該当する場合には変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(1)補助事業の内容を著しく変更するとき。（別表第3に掲げる軽微な変更を除く。）

(2)補助事業を中止又は廃止するとき。

(3)社名変更や代表者を変更したときなど、補助事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。

2 知事は、前項の規定により変更申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

#### (補助事業の遂行状況報告)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業終了後5年間、事業状況報告書（様式第7号）により知事が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、補助事業に関する調査等に協力をしなければならない。

#### (実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(取得財産等の管理)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を事故等届出書（様式第 10 号）により、知事に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、補助対象設備を処分しようとするときは、事前に財産処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

3 補助事業者は、財産（規則第 13 条第 1 項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 知事が、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の定める期限に補助事業者は返還するものとする。

2 補助事業者は、交付される補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に返還するものとする。

(書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(県内中小企業者への発注)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の執行において、県内中小企業者への発注に努めるものとする。

(知事が別に定める事項)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対 象 事 業	アフターコロナのリベンジ消費に備え、県内外から観光客を呼び込むための施設改修・整備等	
補助対象事業者	島根県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づく「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を営む者	島根県内で主に観光旅行者の利用に供される土産物店、入浴施設、文化施設、鑑賞施設等を営む者
補助対象経費	島根県内に所在する宿泊施設及び観光施設の整備等に要する経費（工事費、設計費、施工管理費、設備費、備品費） ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。 ※詳細については別表第2のとおり	
補 助 率	補助対象経費の1/2以内 (千円未満切り捨て)	
補 助 上 限 額	10,000千円	5,000千円
そ の 他	補助対象経費が4,000千円（補助申請額2,000千円）を超える事業計画であること。	

別表第2

経 費 名	内 容
工 事 費	施設等において新設・改修等に要する費用 ※図面、見積書を添付し、場所及び工事内容を明らかにすること。 ※経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。
設 計 費	上記工事に係る設計費
施 工 管 理 費	上記工事を行う際の施工管理費
設 備 費	機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費（設置、据付工事費を含む）
備 品 費	概ね単価が10万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。 ※施設整備とあわせて備品整備を実施する場合に限る。
そ の 他 経 費	その他知事が特に必要と認める経費

※交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象外。

※使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

※支出証拠書類により金額・支払等が確認できる経費であること。

別表第3（第8条第1号関係）

区 分	軽微な変更の内容
経 費 の 変 更	補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更を行う場合
事業内容の変更	事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来す恐れのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合